

2024年2月号 FP武蔵野グループ



「2024年1月から始まった新NISA制度を利用する際の留意点」

荒武 誠(CFP認定者)

2024年1月より拡充された新NISA制度がスタートしました。NISA制度拡充の背景、制度の概要等については2023年2月のメルマガでご報告済みですが、今回は新NISA制度を利用した投資を行う上での留意点について解説します。

1. 新NISA制度の概要について

今年1月から始まった新NISA制度について、旧制度と比較した主なポイントは以下の通りです。

- 恒久化:口座開設期間制限の撤廃、制度が恒久化
- 無期限化:口座保有期間制限の撤廃、制度が無期限化
- 新旧分離:旧制度はそのまま存置、新制度へ別枠で投資が可能
- 年間投資枠拡大:投資額360万円(つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円)
- 生涯枠新設:生涯の投資残高上限1800万円(うち「成長投資枠」1200万円)
- 枠管理不変:非課税限度額は取得価格(簿価)ベース、含み益は入らない

旧制度では、年間投資枠が少ないこと、つみたてNISAと一般NISAの併用ができないこと、非課税保有期間・限度や口座開設期間があること等、複雑で使い勝手の悪い制度でした。

新NISA制度では、年間投資枠が大幅に引き上げられ、また非課税保有期間・限度や口座開設期間も無期限化・恒久化されたことで、18歳未満を除いて、若者から年配者まで有効利用が可能な全世代型の制度となり、投資による資産形成を進める上での中核となり得る制度に生まれ変わりました。新NISA制度を活用し、20代・30代では毎月の積立投資を中心に、50代・60代以降ではまとまった金額を成長投資枠も利用しながら、各自のマネープランに沿って資産形成を柔軟に進めることができる制度拡充が実現しました。

2. 新NISA制度を利用した投資での留意点

新NISA制度を利用した投資での留意点は以下の通りです。

① 投資対象商品はつみたて投資枠から選択する

金融庁が公表したつみたて投資枠対象商品は2024年1月30日現在で281本、対象商品は、手数料が低水準、頻繁に分配金が支払われないなど、長期・分散・低コストで積立投資に適した公募株式投資信託と上場株式投資信託(ETF)に限定されており、幅広い年代の方にとって利用しやすい仕組みとなっています。特に指数連動型の全世界株式

や米国株式への投資は、長期的に資産を増やすことが期待できる対象商品として、世界的に広く活用されており、新 NISA 制度での投資対象として有効利用して行きましょう。

② 「成長投資枠」のネーミングに惑わされない

新 NISA では従来的一般 NISA とつみたて NISA から成長投資枠とつみたて投資枠へ変更となりました。つみたての方は従来と同じですが、一般 NISA が「成長投資枠」へとネーミングが変更となっています。「成長投資枠」なので、つみたて投資枠対象商品以上のリスクを取って資産を増やそうという取り扱い金融機関からのセールストークが聞こえてきそうです。しかし、投資の基本は、各自のリスク許容度に応じて、長期・分散・低コストの指数連動型の投資信託(インデックスファンド)を購入することです。「成長投資枠」でもつみたて投資枠対象商品が購入可能ですので、「成長投資枠」のネーミングに惑わされず、全世界株式や米国株式のインデックスファンドへの投資を中心に資産形成を進めましょう。

③ 新 NISA 制度の生涯投資枠を可能な範囲内で早めに使い切ることを心掛ける

新 NISA 制度では生涯投資枠が 1 人 1800 万円に拡大されました。利用期間が無期限化されたことから、各自のマナープランに沿って柔軟に投資を行うことができますが、複利効果を最大限活用する意味では、生涯投資枠を早めに使い切ることが有利となります。その意味では、最短で、年間 360 万円・期間 5 年で枠を使い切ることができ、加えて、期間 5 年間での投資によりマーケットの価格変動リスクを分散させることも可能です。また、資金ニーズができた場合には、一部売却しても、投資枠は翌年復活しますので、可能な範囲内で生涯投資枠を早めに使い切るように工夫してください。

④ 高齢になっても投資を継続しよう

老後の期間が延びて行く中、高齢になっても投資を継続し「資産を増やしつつ、老後資金を取り崩して、資産寿命を引き延ばすこと」が増々重要となって来ました。その意味で、新 NISA 制度は最大で 1 人 1800 万円まで非課税で投資が行えることから、若者だけでなくリタイア世代にも、老後資金の準備として有効活用できます。

また、投資資産を子供や孫の代へ引き継ぐ「リレー投資」も可能です。相続が発生した場合、新 NISA での保有資産を相続人に直接引き継ぐことはできませんが、相続人は、一般口座又は特定口座に移管した後、新 NISA の年間枠の範囲内で現金化した上で新 NISA への再投資を行い、非課税枠での投資を継続できます。また、被相続人に資金的な余裕がある場合には、生前贈与により子や孫へ贈与し、自己資金に加えて贈与資金で新 NISA での投資を行うことで、早い段階から非課税枠への投資拡大が可能となります。人生 100 年時代に備えるため、新 NISA を活用し、相続と贈与による 2 重の意味での「リレー投資」を実践して行きましょう。

3. 新 NISA 制度 Q&A

最後に新 NISA 制度 Q&A を以下内容で一覧表にまとめましたので、参考にしてください。

| 質問 Q | 回答 A |
|--|---|
| Q1.旧 NISA を利用していた人も、新 NISA の口座開設手続きは必要か？ | A1.旧 NISA 制度を利用していた人は今利用している金融機関で自動的に新 NISA の新しい枠が自動設定されるので、新 NISA の口座開設手続きは不要。 |
| Q2.昨年まで一般、つみたて NISA を持っていた人はどうなる？ | A2.新しい枠には移せない。現行の非課税期間(つみたて 20 年、一般 5 年)はそのまま使えるので持ち続けることが可能。 |
| Q3.旧 NISA で利用していた分は、新 NISA の生涯投資枠の 1800 万円に含まれる？ | A3.旧 NISA で利用していた分は、新 NISA の生涯投資枠の 1800 万円に含まれない。別枠として非課税期間の期限まで保有できる。 |
| Q4.生涯投資枠 1800 万円、うち成長投資枠上限 1200 万円、つみたて投資枠上限 600 万円？ | A4.成長投資枠の上限 1200 万円だが、つみたて投資枠は上限はなく、つみたて投資枠のみで生涯投資枠 1800 万円を使うことも可能。 |

| | |
|------------------------------------|--|
| Q5.つみたて投資枠の積立額の変更や、ボーナス月の増額などはできる？ | A5.積立額の変更やボーナス時の増額も可能。家計の状況に応じて投資できる。 |
| Q6.値上がりすると、非課税枠は減る？非課税枠の再利用とは？ | A6.非課税限度枠は簿価残高で管理。売却したら簿価分の非課税枠を翌期以降に再利用できる。 |
| Q7.生涯投資枠は総枠 1800 万円、値上がりしたら少なくなる？ | A7.元本ベース(簿価残高管理)なので値上がりは影響しない。 |
| Q8.復活する生涯投資枠は「時価」で計算される？ | A8.復活する生涯投資枠は簿価、購入時の金額で計算される。 |
| Q9.つみたて投資枠と成長投資枠の併用はできない？ | A9.つみたて投資枠と成長投資枠は併用できる。 |
| Q10.売却後の利益や損失について確定申告の必要はあるか？ | A10.売却益、売却損について、旧 NISA と同様に申告の必要なし。 |
| Q11.商品を売却したら、生涯投資枠は直ぐに復活する？ | A11.商品を売却した場合、投資枠が復活するのは翌年の 1 月。当年度に投資が可能なのは成長投資枠 240 万円、つみたて投資枠 120 万円の範囲内に限られる。 |
| Q12.相続発生時、非課税のまま相続人に引き継げる？ | A12.相続発生時までは非課税。相続人の NISA 口座には引き継げず、売却して現金化するか、課税口座へ資産を移すことになる。 |
| Q13.海外赴任した場合、NISA 口座はどうなる？ | A13.新規投資はできなくなるが、出国後 5 年以内は既存投資残高を NISA 口座で非課税保有が可能。但し、金融機関により対応が異なり事前に要確認。5 年超では一般口座に払い出しされる。 |

以上